

人権が尊重される社会の実現に向けて

問／人権庶務課 ☎463-1738

「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。(後略)」

(世界人権宣言第1条から)

人権デー 12月10日(水)

人権週間 12月4日(木)～10日(水)

世界人権宣言が国際連合総会で採択された昭和23年12月10日を記念して、わが国では、毎年12月4日から10日までを人権週間(県では、人権尊重社会をめざす県民運動強調週間)と定めています。人権とは、かけがえのない、ひとりの人間として尊重され、幸せに生きる権利であり、誰もが自由で平等に生きることができる基本的な権利です。しかし、現実には、差別を受け、悩み苦しんでいる人々がいます。差別をなくすためには、自分自身の心の中に差別を生み出す「偏見」、あるいは「差別心」がないかを見つめ直し、自分の権利を主張するばかりではなく、思いやりの精神を忘れずに、他人の人権も尊重し、お互いに相手の立場を考えて、豊かな人間関係をつくるのが大切です。

人権文集「たいよう」は、学校における人権教育の推進のために、市内各小・中学校の児童生徒が書いた人権に関する作文の中から、一部をまとめたものです。その中の小学4年生がつづった「ゆめは学校へ行くこと」をご紹介します。

「ゆめは学校へ行くこと」

小学4年生

「ぼくは、学校へ行きたい」

この言葉を聞いて不思議に思いませんか。これはあるテレビ番組でアジアの貧しい国の子どもたちが、「今、一番してみたいことは何ですか。」とたずねられて答えた言葉です。ぼくは、初めてこの言葉を聞いた時、「えっ。学校ってみんなが毎日行くのが当たり前なのでは？」と思いました。学校へ行くのがゆめだなんて……。ぼくが同じことをたずねられたら、「テレビゲームです。」と答えます。どうして貧しい国の子どもたちが学校へ行きたいと言うのか、テレビを見ているうちに分かってきました。

貧しい国の子どもたちの中には親がなくて、家もなく、着ている服もぼろぼろで、ご飯もおなかいっぱい食べられなくて、病気になった時にワクチンや薬がないので、日本では簡単に治せる病気でも死んでしまうことがあるそうです。子どもたちにとって、食べ物や服やお金も必要だけれど、それよりもっと勉強して、いろいろなことを学べば、「未来には楽しいことがあるのではないか。」という気持ちが強いから学校へ行きたいと思って

いるのだと思います。

両親、家、食べ物、服、学校、薬、ぼくには、全てそろっています。あるのが当たり前だと思っていました。同じ地球上に生まれて、育つかんきょうがこんなにもちがう子どもたちがいるということにおどろきました。

豊かな国の人々が貧しい国の子どもたちを助けてあげなければならない。ぼくには何ができるのだろうか。学校に行かせてあげることはできないけれど、ペットボトルのフタを集めてワクチンに代えたり、着られなくなった服や使っていない文房具を送ることはできます。

ぼくの力だけでは小さいけれど、たくさんの方の力を合わせればとても大きな力になるから、貧しい国の子どもたちがどうしたら幸せになれるのかを大人も子どももみんなで考えて、できることをやっていかななくてはならないと思います。ぼくのゆめは、医者になることです。勉強ができるかんきょうを当たり前と思わないで、一生けん命に勉強して医者になり、いつか貧しい国の子どもたちの助けになればいいなと思います。

(人権文集「たいよう」平成26年3月発行第31集より)

人権教室を実施しました

10月17日(金)、朝霞第六小学校で、人権教室を実施しました。4年生全員を対象に、人権擁護委員の方々(要害 映子委員、久瀬 逸子委員、栗山 昇委員)から、他人への思いやりやいたわりの心など、人権を尊重することの大切さについてお話がありました。



人権啓発DVDを貸し出します

教育委員会では、人権・同和問題の理解のために、DVDソフトの貸し出しをしています。団体・グループや家庭内での学習にご活用ください。

申・問／生涯学習・スポーツ課 ☎463-2920

人権に関する相談機関

- 全国共通人権相談ダイヤル ☎0570-003-110
- 子どもの人権110番 ☎0120-007-110
- 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
- 法務局常設人権相談(さいたま市地方方法務局人権擁護課) ☎048-859-3507

第66回人権週間行事

日時／12月6日(土) 午後1時～4時30分

会場／武蔵浦和コミュニティセンター(さいたま市南区別所7-20-1)

内容／第1部 午後1時～2時40分

平成26年度全国中学生人権作文コンテスト埼玉県大会表彰式

第2部 午後3時～4時30分

講演会 講師 香山 リカさん(精神科医)

演題 「“よい子”の心に何が起きているか」

※入場無料

問／さいたま市地方方法務局人権擁護課 ☎048-859-3507